

在外投票について政党へのアンケート

回答のあった政党のみ掲載(政党名は回答順) 2010.07.01現在

	アンケート質問	たちあがれ日本 政策審議部長 江崎道朗	公明党 参議院議員 木庭健太郎	自民党 国際局長 河野太郎	日本共産党 政治・外交委員会責任者 山根隆志	民主党 国際局長 藤田幸久	みんなの党 事務局長 堀越富士夫
1 インターネット投票	海外有権者のインターネット投票に関して、あなたの党は今後検討する可能性または意向がありますか？	①ある	①ある: いまの仕組みでは海外有権者の権利が守られていない。改善が必要と考えている。	③わからない: 現在の制度の状況を見ながら決める。	①ある: インターネットの普及と活用は後戻りできないものであり、選挙についてもインターネットを利用することは必然的な傾向にあると考えます。これは候補者や政党の選挙活動だけでなく、有権者の選挙活動や投票についても同様です。同時に、選挙活動で、投票と投票結果の公平性、透明性を確保することは、まだ途上の段階にあることも指摘しなければなりません。電子投票でさえ、いくつかの自治体で実施されながら、さまざまな課題と問題点があることが指摘されています。インターネット投票を現実のものにするためには、まずそれぞれの自治体での電子投票などの実績を積み重ねるとともに、ネット投票について想定しうるすべての問題点を、理論的にも実践的にも解決されていることが前提になると考えます。	①ある: 現行のシステムだと、 1)在外公館で登録をしなければ投票できない。 2)投票用紙を日本に送付するために、投票日の前日(?)までに投票せねばならず、かつ、実際に投票できる日が限られている。 3)在外公館が居住地から離れている国もあり、実際に投票が出来ない人も少なくない。	①ある:
2 党の海外支部設置	あなたの党は、党として海外に支部をつくるお考えはありますか？	②まだないが将来はあると思う	③ない	①ある	②まだないが将来はあると思う: 外国に居住する日本人は約112万人(2009年10月1日現在)となっており、この数字は、年々増える傾向にあります。また、2000年以降、在外邦人が日本の国政選挙に投票する道も開かれてきました。さらに、貴会のように、「国政選挙における海外有権者の投票率の向上を目的として活動」している組織も世界各地で生まれています。アンケート回答からはそれですが、この機会に、あらためて敬意を表するものでもうひとつ、海外に居住する日本人のなかで日本共産党の支部を結成し、そこで党の旗をかかげて活動することは、より多くの方がたにわが党の政策や方針を理解していただくためにも重要な課題になりうることだと考えます。	①ある: 1)ボーダレスの時代に、世界と連動した政策立案が不可欠。 2)海外の生の情報をリアルタイムで生かすことが、ますます不可欠になっている。 3)民主党には、既に以下のような実績がある。1999年7月から約半年間、マケドニアに事務所を開設し、ユゴの人道支援を行った。また、2001年12月からパキスタンのベンジャールとアフガニスタンに事務所を開設し、約半年間難民支援活動などを行った。	②まだないが将来はあると思う:
3 海外選挙区の設置	海外には有権者が80万人以上います。国内でしたら海外選挙区ができてもおかしくありません。将来は海外選挙区を創設すべきと考えますか？	③どちらともいえない: どの程度の有権者で海外選挙区を設置すべきか、また、居住国との関係はどうするか、など慎重に検討すべきです。	③どちらともいえない: 海外選挙区の創設が正しいのか、海外有権者が国内の候補者にきちんと投票できる仕組み(例えばインターネット)を優先するか、いずれにしても海外の有権者の権利をしっかり守ることが大事と考えます。	②創設する必要はない	②創設する必要はない: 海外選挙区を創設する以前に、多くの有権者にとって在外投票を参加しやすき制度と仕組みにすることこそ最優先の課題だと考えます。貴会が指摘しておられるように、海外居住有権者の投票率は、日本国内のその半分以上という実態があります。この最大の理由は、投票の機会も選挙情報も圧倒的に制限されているというところにあります。その点で、政府と国会が、いっそうの努力をしなければなりません。海外選挙区の創設が必要とする主要な理由の1つは、「海外に居住する日本人の代表を選出する。ところにあるといわれています。現行公選法のもとでも、制度上の不備があるとはいえず、外国に居住する人の国政選挙への参政権は認められています。ただ、海外居住者がそれぞれ条件を異にする世界各国にまたがって居住しているという事情のもとで、一律に「海外代表を選出する選挙区」を設定することには慎重な検討を要すると考えます。	①創設すべき: 1)海外在住者に固有の政策、要望があり、それらを代表する議員がいて当然である。 2)欧州諸国には海外選挙区があり、その効果を上げていると思う。	①創設すべき:
4 子ども手当の海外支給	鳩山内閣の目玉政策として「子供手当」が支給されることになりましたが、海外の子供には支給されません。海外在住者への子供手当を今後、どうすべきでしょうか？	③どちらともいえない: わが党は、そもそも子供手当を廃止すべきという立場です。なお、国民国家の原則に立脚したとき、海外在住の日本国民を差別した民主党の姿勢は大きな問題です。	③どちらともいえない: 26,000円の民主党提案の「子供手当」は財源も不明のまま、他の子ども政策とのバランスも欠く。海外だけではなく、国内でも必要性に疑問がある。	②支給する必要はない: 子ども手当そのものが長期的な児童虐待であり、反対	③どちらともいえない: 海外在住者の子弟も含めて、子育て支援の施策を強めていくことは重要であると考えます。しかし、「子ども手当」という形に限定するかどうかは、よく検討する必要があると思います。海外在住者の場合、居住する国によっては、現地に児童手当等の制度があり、その給付を受けている場合もあります。これに「子ども手当」を支給した場合、「二重給付」というような議論が出てくる可能性があります。また、「子ども手当」は基本的に市町村の業務とされています。海外に住所を移している場合、どこで支給業務を行うのかという問題も発生します。さらに、今年度の「子ども手当」に関しては、日本に居住する外国人が母国に置いてきた子弟に対する給付について、「不正給付をまねく」などと批判が噴まっています。おそらく、来年度は制度改正がされることとなると思われます。たとえば、「手当の支給は子どもが日本在住の場合に限定する」という方法も考えられますが、そのような制限をした場合、日本人の海外在住者の子弟(子弟も海外在住の場合)に手当を支給するのは、法的な整合性の関係で難しくなる可能性が高いと思われます。このようなことを考慮すると、「子ども手当」という形にこだわらず、「海外在住子弟の教育費援助」など、別の制度によって子育て支援を強化することを検討した方が、現実性が高いように思います。	①支給すべきだ: 1)どこに居住しようとも、日本国籍の市民の子育てを政府として支援し、少子化対策にも貢献するというのが基本的な考え方だと思います。日本人を絶やさないと語り意味でも重要である。 2)但し、税制、所得環境、社会保険、教育制度などが国によって異なるので、そうした様々な要素を考慮して、条件や運用等を考えるべきである。	③どちらともいえない:
5 二重国籍について	海外で生まれた子供が二重国籍となるケースがあります。国籍法では22歳までに二重国籍を選択しなければなりません。実際には選択せずに二重国籍のままの場合もあるようです。前回の参院選ではペルーのアジモリ元大統領が国民新党から立候補しました。二重国籍についてどうお考えですか？	②認めるべきでない: 非民主主義国の国民の二重国籍を認めることは、民主主義の原理と違背することになるため。	③どちらともいえない: 日本では二重国籍そのものへの理解がまだなされていない。二重国籍としないような検討もある。もう少し、国民的議論をする必要がある。	①認めるべき	①認めるべき: 日本人の海外進出と外国人の国内への流入がともに増え続け、さらに国際結婚も増加傾向となってきた現在、二重国籍を認めることは当然のことと言えます。なによりも、二重国籍を認めることは、国際的な流れとなっています。OECD(経済協力開発機構)に加盟する30カ国のうち、二重国籍について「非常に制限的」とされるのは、日本以外では韓国やルクセンブルグなど数カ国にすぎません。そのほかのほとんどの国には、認めるべき基準にはあっても、二重国籍を容認しています。(国立国会図書館調べ)	③どちらともいえない: 憲法そのものに関わる大きな問題なので、先ず、論点整理が必要と思われる。	②認めるべきでない: